

8月の納税

国民健康保険税 } の納期です
町民税 県民税 }

税金は決められた納期に納めましょう

発行所

千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話あびし(0471)82-2111(代表)
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日 1部 2円

国民健康保険税率 別表

区分	昭和42年度	昭和43年度	増減
所得割	1.7	1.7	—
資産割	1.00	1.00	—
均等割	1.2	1.9	7
平等割	100	100	—
1人当り	530円	930円	400円
1世帯当り	970円	1,490円	520円

この国民健康保険事業は皆さんから納めていただいております。保険料と、国からの補助金で運営されておりますが昭和四十二年度の医療機関に支払っている医療費は年間七千万円、加入者一人当り四千七百七十五円かかっております。昭和四十二年一月からの医療費の七割給付とともに国民健康保険のしくみが理解され受診率も増加しております。

国民健康保険税の改正

税率若干上がる

国民健康保険は、他の健康保険に加入していない人達によって構成されており、皆さんが病気、ケガなどをされたときに、保険診療を受けられるようにしたり、お産のときに助産費や育児手当金を出したり、また、死亡したときに葬儀費をだしたり、保護施設が中心となり、住民の健康管理と福祉を目的にしている仕事です。

国民健康保険事業を運営するに当たり、テレビ等ですでにご存知のことと思いますが、医療費の値上げの抜本改正等がありまして、年間医療費は八千八百五十三円となり、昨年より年間一千八百円の増額が見込まれております。このうち国から約七百万円補助されますが、残り一千九百万円は保険料において補わなければなりません。

つきましては、相互扶助によって住民が健康で文化的な生活を営む上にも必要な国民健康保険事業をご理解ください。円滑に運営できますようご協力をお願いいたします。

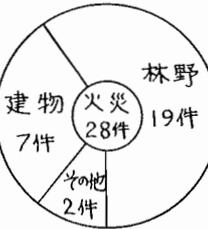
半年間の火災二十八件

一日約二万円が灰

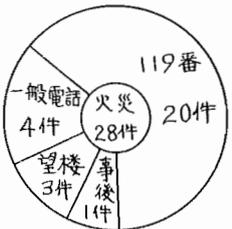
消防署では今年一月から六月までの町内の火災状況は次のようによままとしました。

火災件数は二十八件(昨年同数)と同じで焼失面積は、建物百九十九・九平方メートル、林野二百一十二・二平方メートル、その他二百一十二平方メートルが灰になっております。昭和四十二年の県下火災発生は、史上最高で、人口一万人当り出火率による火災発生番付においては西の横綱に我孫子町が発表されております。(消防干葉より)

火災の種類



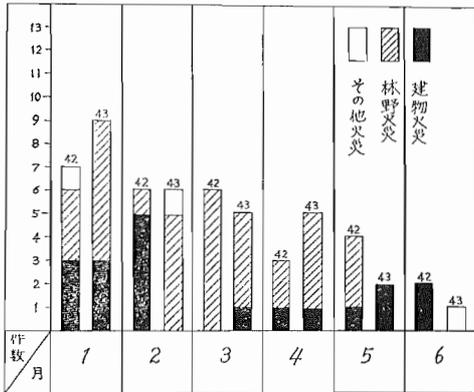
なんで火災を知ったか



このように年々火災件数損害額は増加してまいりますが、火災の発生に心がけましょう。

▼小さな時、懐中電灯、消火器一本でも消えますので

月別の火災発生件数



常に留意しておく。もし火災が発生したら一人で消そうとしないでみんなの協力を得て、消防署などに連絡をして大火を防ぐ。

▼消火活動を円滑にするため、道路は常に広くあけておく。

なお、火災原因は、不注意や突発事故など、いろいろありますが、常に注意して火災を予防したいものです。

選挙人名簿の追加登録

申し出は九月二日

九月一日現在で選挙人名簿の追加登録を行ないます。この二つの要件を満たしている方が、役場または支所の窓口で、選挙人名簿に追加登録されることとなります。

なお、九月一日は日曜日です。申し出は九月二日午後五時までに受け付けていただきます。

○住所要件
昭和二十三年九月二日までに生まれた方

○住所要件
本年六月一日以降引き

手賀沼花火大会

八月三十一日

明治百年を記念し、併せて観光事業振興を図り町民の納涼慰安を目的として次のとおり花火大会を開催いたします。

日時 八月三十一日 午後六時から (雨天順延)

場所 手賀沼公園附近 (埋立池)

主催 我孫子町観光協会



県大会出場決まる

昭和四十三年度千葉県中学校体育競技大会に出場のチームを決める部予選が七月に行なわれました。その結果本町の各中学校はすばらしい成績をあげ県大会の出場が決まりました。

▼総合では湖北中学校二位
また、八月四日行なわれた、放送陸上競技大会では、女子八〇メートル障害で、湖北中学校の岩井敦子さんが十三秒三で優勝、低学年四〇〇メートルレ

凡例

●	諸車通行止箇所
—	諸車通行禁止
---	駐車禁止
■	駐車場



町の人口

(43. 6. 30 現在)
男 18,793 (前月比 311人増)
女 19,075 (" 201 ")
男女計 37,868 (" 512 ")
世帯数 9,207世帯 (" 41世帯増)

6月の人口動態

	男	女	計
出生	29	24	53
転入	130	128	258
死亡	10	4	14
転出	97	90	187
転入世帯	82世帯		
転出世帯	41 "		

九月八日から十四日まで、土、日曜日にかかわらず、午前八時三〇分から午後五時まで、役場及び各支所で見せたいです。

